

家賃支援制度の比較表（2020.7.8時点）

株式会社 八幡創活サポートセンター作成

		経済産業省家賃支援給付金	盛岡市地域企業家賃補助
給付対象先の基本要件	事業継続要件	2019年12月末日以前から事業収入が有り、今後も事業継続の意思があること	盛岡市内において事業を営んでいる事業者 ※ 店舗・テナントの立地で把握
	賃貸借契約要件	2020年3月末時点で有効な賃貸借契約があること	申請対象月の賃貸借契約があること
	賃料支払実績要件	直近3ヵ月間の賃料支払い実績があること	直近3ヵ月間の賃料支払い実績があること ※ 1ヵ月単位での申請も可
	期間中の引越	申請可能。転居前と転居後の双方の賃貸借契約書を添付	申請可能。ただし盛岡市内での転居に限る。詳細は事務局確認
	売上減少要件 (いずれかに該当)	① 単月売上が前年同月比 50%以上減少 ② 連続する3か月の売上が前年の同期間の売上対比 30%以上減少	
売上減少比較対象期間	1ヵ月比較対象期間	2020年 5月 ～2020年 12月 までの各月	2020年 4月 ～2020年 9月 までの各月
	3ヵ月比較対象期間	2020年 5月 ～2020年 12月 までの連続する3ヵ月間	2020年 2月 ～2020年 9月 までの連続する3ヵ月間
	例外適用先の例	雑所得・給与所得先、2019・2020年開業先、事業承継先、法人成の先等の特例も設定	申請日時点で創業1年未満の先の特例あり
業種要件	主な対象業種	ほぼ全業種が対象	小売業、飲食業、宿泊業、情報・生活・教育関連サービス業、ほか
	主な対象外業種	性風俗関連業者、宗教法人等	第一次・第二次産業、卸売、金融、保険、不動産、運輸、医療福祉、ほか
申請方法等	申請期間	2020年7月14日～ 2021年1月15日	2020年10月15日 期限
	申請方法	オンライン申請	郵送申請
給付金額算定方法	申請可能単位、回数	全社まとめて算定 、1回限りの申請	1店舗・テナント毎に算定 、それぞれ1回限りの申請
	基礎となる賃料	消費税を含む 賃料、共益費、管理費等	消費税を除く 賃料、共益費、管理費等
	賃料の対象期間	2020年 7月 ～ 12月 までの、 売上減少要件に合致した以降の任意の1ヵ月、かつ申請日の直前1ヵ月以内 の支払済賃料	2020年 4月 ～ 9月 までの、 売上減少要件に合致した月を含む、連続する3ヵ月分 の支払済賃料 ※ 8月合致の場合は2ヵ月分、9月合致の場合は1ヵ月分
	給付額の計算式 (個人事業者)	① 税込支払賃料37.5万円までの部分…支払賃料×2/3×6 ② 税込支払賃料37.5万円超の部分…支払賃料×1/3×6 ③ 上記①+②の 上限額…300万円	【個人事業者、中小法人共通、1店舗・テナント毎に計算】 ① 税抜き計算：各月の税込支払賃料×10/11 ② 上記①による各月の税抜き支払賃料×1/2 ※千円未満切捨て
	給付額の計算式 (中小法人)	① 税込支払賃料70万円までの部分…支払賃料×2/3×6 ② 税込支払賃料70万円超の部分…支払賃料×1/3×6 ③ 上記①+②の 上限額…600万円	③ 上記②による各月分の給付上限額…10万円 ④ 合計給付額…上記③による3ヵ月合計 ※ 上限30万円
	計算例 (個人事業者)	テナントA（月賃料12万円）、テナントB（月賃料24万円） (12万円+24万円)×2/3×6 = 144万円	テナントA（月賃料12万円）、テナントB（月賃料24万円） A：12万円×10/11×1/2 = 54,545円 ⇒ 54,000円 54,000円×3ヵ月 = 162,000円 B：24万円×10/11×1/2 = 109,090円 ⇒ 100,000円 100,000円×3ヵ月 = 300,000円 ※合計給付額… 462,000円
	減額調整	双方の合計額が、直近1ヵ月分の税込支払賃料の6倍を超える場合、家賃支援給付金から超過部分を減額	
家賃支払確認	給付金の使途確認	不動産オーナーまたは管理者にも、給付金振込に関する通知を送付する。	支払済領収書等を根拠とする精算払である